

泉大津市議会平成30年第4回定例会会議事項

(平成30年12月5日)

議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
報 告	1 7	専決処分報告の件（損害賠償の額の決定及び和解の件）	1
議 案	5 8	泉大津市立駐車場整備基金条例制定の件	5
同	5 9	泉大津市学校給食費条例制定の件	9
同	6 0	泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件	1 5
同	6 1	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件	2 1
同	6 2	泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	2 5
同	6 3	泉大津市企業誘致促進に関する条例の一部改正の件	3 9
同	6 4	泉大津市駐車場事業特別会計条例廃止の件	4 3
同	6 5	教育委員会委員の任命について同意を求める件	4 7
同	6 6	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	4 9
同	6 7	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件	5 1
同	6 8	本市の区域内にあらたに生じた土地の確認の件	5 3
同	6 9	町区域の一部変更の件	5 7
同	7 0	市道路線の廃止の件	6 1
同	7 1	市道路線の認定の件	6 5
同	7 2	平成 3 0 年度泉大津市一般会計補正予算の件	8 1

種 別	番 号	事 件 名	ページ
議 案	7 3	平成 3 0 年度泉大津市土地取得事業特別会計補正予算の件	1 3 5
同	7 4	平成 3 0 年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算 の件	1 5 1
同	7 5	平成 3 0 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算の件	1 7 1
同	7 6	平成 3 0 年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算の 件	1 8 7
同	7 7	平成 3 0 年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算の件	2 0 3

報告第 17 号

専 決 処 分 報 告 の 件

次の事件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専 決 番 号	9
専 決 年 月 日	平成 30 年 11 月 4 日
事 件 名	損害賠償の額の決定及び和解の件

損害賠償の額の決定及び和解の件

平成30年9月13日午後4時頃、大阪市平野区平野町二丁目2番タイムズ平野東第2駐車場敷地内で発生した公用車による接触事故に係る損害賠償の額を定め、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により和解する。

平成30年11月4日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- ## 1 損害賠償の額（和解金額）

別紙のとおり

- 2 相手方の住所氏名

「別 紙」

損 害 賠 償 の 額 （ 和 解 金 額 ）

区 分	金 額	備 考
—	8 7 , 2 5 9 円	自動車補修費
計	8 7 , 2 5 9 円	

議案第 58 号

泉大津市立駐車場整備基金条例制定の件

泉大津市立駐車場整備基金条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

泉大津市立駐車場の整備及び大規模修繕に必要な経費の財源を確保することを目的として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定により、泉大津市立駐車場整備基金を設け、その管理、運用等に関する事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市立駐車場整備基金条例（案）

（設置）

第1条 泉大津市立駐車場の整備及び大規模修繕に必要な経費の財源を確保するため、泉大津市立駐車場整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条の目的を達成する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市立駐車場整備基金条例（案）要綱

本条例（案）は、泉大津市立駐車場の整備及び大規模修繕に必要な経費の財源を確保することを目的として、泉大津市立駐車場整備基金（以下「基金」という。）を設け、その管理、運用、処分等に関する事項を定めるものであること。

1 設置

泉大津市立駐車場の整備及び大規模修繕に必要な経費の財源を確保するため、基金を設置するものであること。（第1条）

2 積立て

基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算に定める額とするものであること。（第2条）

3 管理

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないものであること。（第3条）

4 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものであること。（第4条）

5 繰替運用

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものであること。（第5条）

6 処分

基金は、1の設置目的を達成する経費に充てる場合に限り、処分することができるものであること。（第6条）

7 委任

この条例（案）の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものであること。（第7条）

8 附則に関する事項

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。

議案第 59 号

泉 大 津 市 学 校 給 食 費 条 例 制 定 の 件

泉大津市学校給食費条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

中学校で実施する学校給食に係る学校給食費を市の予算に計上して管理を行い、その会計の公正性及び透明性を確保するため、当該学校給食費の徴収について必要な事項を定めるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市学校給食費条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。次条において「法」という。）の規定に基づき市が中学校で実施する学校給食に係る学校給食費の徴収について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中学校 泉大津市立学校園条例（昭和40年泉大津市条例第4号）第4条に掲げる中学校をいう。
- (2) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食のうち、中学校において実施する給食をいう。
- (3) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (4) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。
- (5) 学校給食費負担者 学校給食を受ける生徒の保護者等及び教職員その他学校給食を受ける者をいう。

（学校給食費の徴収等）

第3条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 前項の規定により徴収する学校給食費の1食あたりの額は、320円の範囲内において規則で定める。

（学校給食費の納付）

第4条 学校給食費負担者は、学校給食費を市長が定める日までに納付しなければならない。

（学校給食費の減額）

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより学校給食費を減額することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年9月1日から施行する。

(参 考)

泉大津市学校給食費条例（案）要綱

この条例（案）は、中学校で実施する学校給食に係る学校給食費を市の予算に計上して管理を行い、その会計の公正性及び透明性を確保するため、当該学校給食費の徴収について必要な事項を定めるものであること。

1 趣旨

この条例（案）は、学校給食法（以下「法」という。）の規定に基づき市が中学校で実施する学校給食に係る学校給食費の徴収について必要な事項を定めるものであること。（第1条）

2 定義

この条例（案）における用語の意義を次のとおり定めるものであること。（第2条）

- (1) 中学校 泉大津市立学校園条例第4条に掲げる中学校をいう。
- (2) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食のうち、中学校において実施する給食をいう。
- (3) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (4) 保護者等 学校教育法第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。
- (5) 学校給食費負担者 学校給食を受ける生徒の保護者等及び教職員その他学校給食を受ける者をいう。

3 学校給食費の徴収等

- (1) 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収するものであること。（第3条第1項）
- (2) (1)により徴収する学校給食費の1食あたりの額は、320円の範囲内において規則で定めるものであること。（第3条第2項）

4 学校給食費の納付

学校給食費負担者は、学校給食費を市長が定める日までに納付しなければならないものであること。（第4条）

5 学校給食費の減額

市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより学校給食費を減額することができるものであること。（第5条）

6 委任

この条例（案）の施行について必要な事項は、規則で定めるものであること。（第6条）

7 附則に関する事項

この条例（案）は、平成31年9月1日から施行するものであること。

議案第 6 0 号

泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件

泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

公職選挙法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 6 6 号）が公布され、条例で定めるところにより、市議会議員の選挙において、選挙運動のために使用するビラの作成について一定の範囲内で無料とすることができるとされたことに伴い、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年泉大津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成並びに泉大津市長の選挙における法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を「並びに法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成」に改める。

第11条中「泉大津市長」を「泉大津市議会議員及び泉大津市長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、条例で定めるところにより、市議会議員の選挙において、選挙運動のために使用するビラの作成について一定の範囲内で無料とすることができるとされたことに伴い、所要の改正を行うものであること。

1 選挙運動用ビラの作成の公費負担

泉大津市議会議員の選挙における候補者は、公費負担の限度額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができるとするものであること。（第 11 条関係）

2 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例（案）は、平成 31 年 3 月 1 日から施行するものであること。（附則第 1 項）

(2) 適用区分

改正後の泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例（案）の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものであること。（附則第 2 項）

泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(目的) 第 1 条 この条例は、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 1 4 1 条第 8 項、第 1 4 2 条第 1 1 項及び第 1 4 3 条第 1 5 項の規定に基づき、泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における法第 1 4 1 条第 1 項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用<u>並びに</u>法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）及び法第 1 4 3 条第 1 項第 5 号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めることを目的とする。 (選挙運動用ビラの作成の公費負担) 第 1 1 条 <u>泉大津市議会議員及び泉大津市長</u>の選挙における候補者は、第 1 4 条に定める金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。	(目的) 第 1 条 この条例は、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 1 4 1 条第 8 項、第 1 4 2 条第 1 1 項及び第 1 4 3 条第 1 5 項の規定に基づき、泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における法第 1 4 1 条第 1 項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用<u>及び</u>法第 1 4 3 条第 1 項第 5 号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成<u>並びに</u>泉大津市長の選挙における法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めることを目的とする。 (選挙運動用ビラの作成の公費負担) 第 1 1 条 <u>泉大津市長</u>の選挙における候補者は、第 1 4 条に定める金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。

議案第 6 1 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部改正の件

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 7
条の 6 の規定に基づき学校運営協議会を設置するに当たり、学校運営協議会の委員
の報酬及び費用弁償について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年泉大津市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

臨時に補充した選挙管理委員会の委員	日額 11,000 円
-------------------	-------------

」を

「

臨時に補充した選挙管理委員会の委員		日額 11,000 円
学校運営協議会の委員	学識経験者	日額 9,000 円
	その他	年額 12,000 円

」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

(参 考)

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例新旧対照表

改 正 案				現 行				
別表				別表				
区分		報酬の額	旅費の額	区分		報酬の額	旅費の額	
(略)		(略)	泉大津市職員旅費条例(昭和 38 年 泉大津市条例第 16 号)に規定する市長等の職にあるものの旅費相当額	(略)		(略)	泉大津市職員旅費条例(昭和 38 年 泉大津市条例第 16 号)に規定する市長等の職にあるものの旅費相当額	
臨時に補充した選挙管理委員会の委員		月額 11,000 円		臨時に補充した選挙管理委員会の委員		月額 11,000 円		
学校運営協議会の委員	学識経験者	月額 9,000 円		(略)		(略)		
	その他	年額 12,000 円						
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	
備考 (略)				備考 (略)				

議案第 6 2 号

泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正の件

泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 3 0 年厚生労働省令第 6 5 号）の施行により、代替保育に係る連携施設の確保義務が緩和されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉大津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条中「附則第3条」を「附則第4項」に改め、同条第2号中「保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
 - 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 第16条第2項に次の1号を加える。
- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、

調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第23条第2項中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第2項中「事業を行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加える。

附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則中第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、代替保育に係る連携施設の確保義務が緩和されたこと等に伴い、所要の改正を行うものであること。

1 改正内容

(1) 代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和

市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、一定の要件を満たすと認めるときは、家庭的保育事業者等が家庭的保育事業を行う場所又は事業所（以下「事業実施場所」という。）以外の場所において代替保育を提供する場合にあっては、小規模保育事業（A型・B型）又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）を、事業実施場所において代替保育を提供する場合にあっては、事業の規模等を勘案して、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者をそれぞれ確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができるものであること。（第6条第2項及び第3項関係）

(2) 家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大

家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、保育所等から調理業務を受託しており、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状況に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じることができるものとして、市が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とするものであること。

（第16条第2項第3号関係）

- (3) 家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長

家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者については、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(以下「自園調理」という。)により行うために必要な体制を確保する努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年とするものであること。(附則第3項関係)

- (4) その他所要の規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

この条例(案)は、公布の日から施行するものであること。

泉大津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(家庭的保育事業者等の一般原則) 第 5 条 (略) 2 ～ 4 (略) 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第 1 項第 2 号</u>、第 1 4 条第 2 項及び第 3 項、第 1 5 条第 1 項並びに第 1 6 条第 1 項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 (略) (保育所等との連携) 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 5 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 1 6 条並びに第 1 7 条第 1 項から第 3 項まで並びに<u>附則第 4 項</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な	(家庭的保育事業者等の一般原則) 第 5 条 (略) 2 ～ 4 (略) 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第 2 号</u>、第 1 4 条第 2 項及び第 3 項、第 1 5 条第 1 項並びに第 1 6 条第 1 項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 (略) (保育所等との連携) 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 5 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 1 6 条並びに第 1 7 条第 1 項から第 3 項まで並びに<u>附則第 3 条</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な

改 正 案	現 行
教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) （略） (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）を提供すること。 (3) （略） <u>２ 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前</u>	教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) （略） (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。 (3) （略）

改 正 案	現 行
<u>項第２号の規定を適用しないことができる。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>(2) 次項の連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>３ 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</u> <u>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第２７条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）</u> <u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等</u>	

改 正 案	現 行
<u>を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u> (食事の提供の特例) 第16条 (略) 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)及び(2) (略) (3) <u>保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</u>	(食事の提供の特例) 第16条 (略) 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 (1)及び(2) (略)

改 正 案	現 行
(職員) 第 2 3 条 (略) 2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）<u>第 1 2 条の 5 第 2 項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)及び(2) (略) 3 (略) (連携施設に関する特例) 第 4 5 条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第 6 条第 1 項第 1 号</u>及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。 附 則 1 (略) (食事の提供の経過措置) 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存	(職員) 第 2 3 条 (略) 2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）<u>第 1 2 条の 4 第 2 項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)及び(2) (略) 3 (略) (連携施設に関する特例) 第 4 5 条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第 6 条第 1 号</u>及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。 附 則 1 (略) (食事の提供の経過措置) 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存

改 正 案	現 行
する法第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して５年を経過する日までの間は、第１５条、第２２条第４号（調理設備に係る部分に限る。）、第２３条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）、第２８条第１号（調理設備に係る部分に限る。）（第３２条及び第４８条において準用する場合を含む。）及び第４号（調理設備に係る部分に限る。）（第３２条及び第４８条において準用する場合を含む。）、第２９条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）、第３１条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）、第３３条第１号（調理設備に係る部分に限る。）及び第４号（調理設備に係る部分に限る。）、第３４条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）、第４３条第１号（調理室に係る部分に限る。）及び第５号（調理室に係る部分に限る。）、第４４条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第４７条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定	する法第３９条第１項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して５年を経過する日までの間は、第１５条、第２２条第４号（調理設備に係る部分に限る。）、第２３条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）、第２８条第１号（調理設備に係る部分に限る。）（第３２条及び第４８条において準用する場合を含む。）及び第４号（調理設備に係る部分に限る。）（第３２条及び第４８条において準用する場合を含む。）、第２９条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）、第３１条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）、第３３条第１号（調理設備に係る部分に限る。）及び第４号（調理設備に係る部分に限る。）、第３４条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）、第４３条第１号（調理室に係る部分に限る。）及び第５号（調理室に係る部分に限る。）、第４４条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第４７条第１項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

改 正 案	現 行
は、適用しないことができる。 <u>3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第 22 条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して 10 年を経過する日までの間は、第 15 条、第 22 条第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）及び第 23 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第 10 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> <u>附則第 7 項</u>の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所	<u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> <u>附則第 6 項</u>の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所

改 正 案	現 行
する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所 A 型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。 <u>10</u> （略）	する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所 A 型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。 <u>9</u> （略）

議案第 63 号

泉大津市企業誘致促進に関する条例の一部改正の件

泉大津市企業誘致促進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

臨海部の誘致地域への企業進出を促進し、産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、失効期限について所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第 号

泉大津市企業誘致促進に関する条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市企業誘致促進に関する条例（平成 13 年泉大津市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 36 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

(参 考)

泉大津市企業誘致促進に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
附 則 1 (略) (この条例の失効) 2 この条例は、 <u>平成 3 6 年 3 月 3 1</u>	附 則 1 (略) (この条例の失効) 2 この条例は、 <u>平成 3 1 年 3 月 3 1</u>
<u>日</u> 限り、その効力を失う。ただし、 この条例の失効前に指定を受けた事 業所に係る奨励措置については、こ の条例は、なおその効力を有する。	<u>日</u> 限り、その効力を失う。ただし、 この条例の失効前に指定を受けた事 業所に係る奨励措置については、こ の条例は、なおその効力を有する。

議案第 6 4 号

泉大津市駐車場事業特別会計条例廃止の件

泉大津市駐車場事業特別会計条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

泉大津市駐車場事業特別会計条例は、事業の所期の目的が達成されたことにより廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市駐車場事業特別会計条例を廃止する条例 (案)

泉大津市駐車場事業特別会計条例（平成 3 年泉大津市条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（廃止に伴う経過措置）

2 この条例による廃止前の泉大津市駐車場事業特別会計の平成 3 0 年度分に係る収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

教育委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を泉大津市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、市議会の同意を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

住 所	堺市西区浜寺諏訪森町中 1 丁 1 6 番地 5
氏 名	池 島 明 子
生 年 月 日	昭和 3 9 年 4 月 2 1 日（5 4 歳）

理 由

本市教育委員会委員池島明子氏は、平成 3 0 年 1 2 月 8 日をもって任期満了となるので、その後任を任命する必要がある。

議案第 66 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を
求める件

次の者を泉大津市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
泉大津市北豊中町 二丁目 15 番 2 号	三 宅 延 喜	昭和 16 年 8 月 6 日（77 歳）
泉大津市千原町二 丁目 14 番 30 号	藤 原 豊 光	昭和 29 年 6 月 16 日（64 歳）

理 由

本市固定資産評価審査委員会委員三宅延喜氏及び藤原豊光氏は、平成 31 年 2 月 21 日をもって任期満了となるので、その後任を選任する必要がある。

議案第 67 号

人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

住 所	泉大津市松之浜町二丁目 12 番 34 号
氏 名	竹 若 富 三 郎
生 年 月 日	昭和 27 年 4 月 4 日（66 歳）

理 由

本市人権擁護委員竹若富三郎氏は、平成 31 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、その後任の候補者を推薦する必要がある。

議案第 6 8 号

本市の区域内にあらたに生じた土地の確認の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本市の区域内にあらたに生じた次の土地を確認する。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

場 所	泉大津市夕風町 1 7 番地先
面 積	6 4 , 9 9 9 . 8 4 平方メートル
備 考	別図の斜線で示す区域

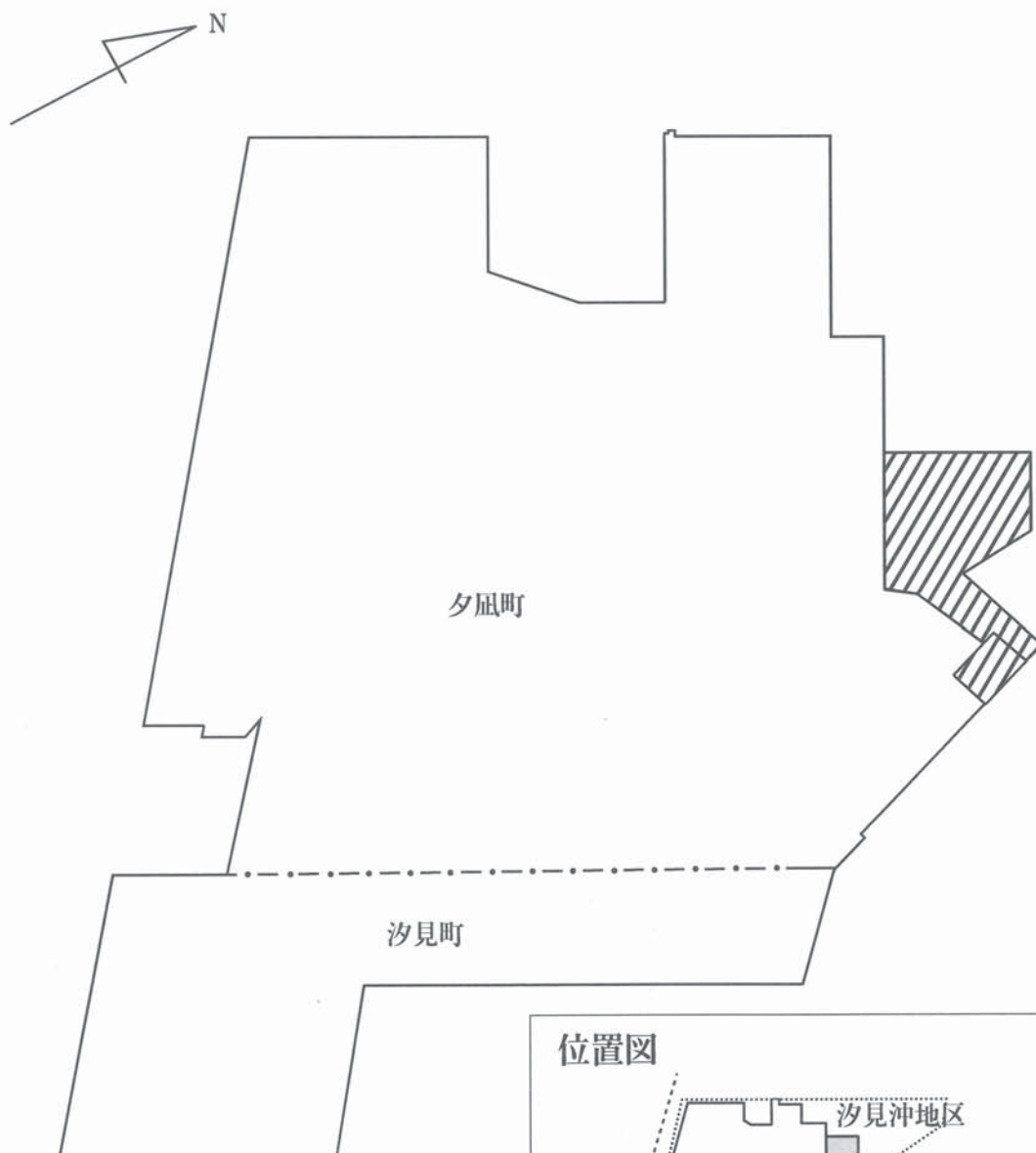
理 由

公有水面の埋立てにより、本市の区域内にあらたに生じた土地を確認する必要がある。

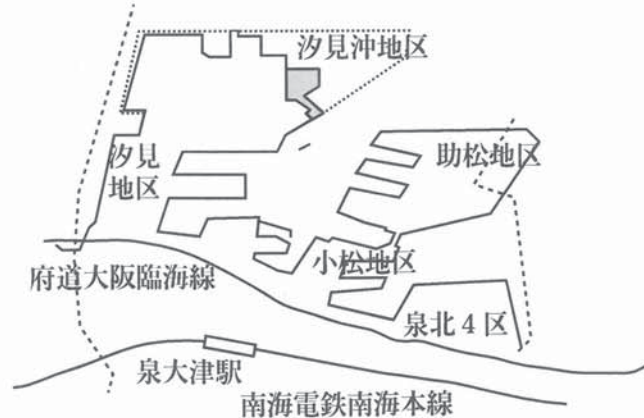
これが、この案を提出する理由である。

別図

凡 例		新たに生じた土地
		町界



位置図



議案第 69 号

町区域の一部変更の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、町区域の一部を変更する。

平成 30 年 12 月 5 日提出

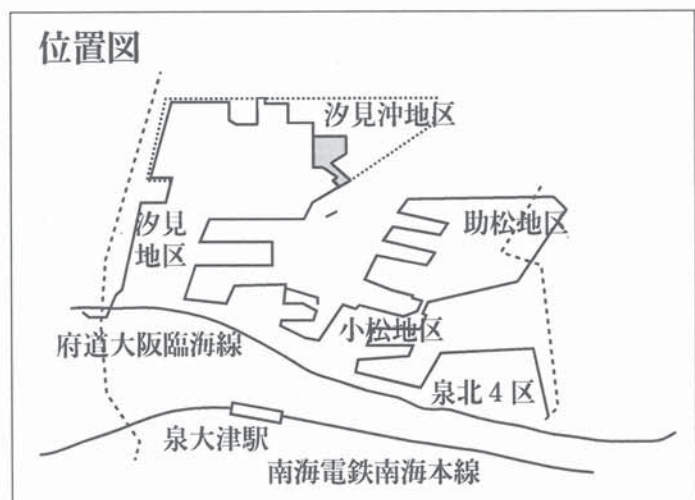
泉大津市長 南 出 賢 一

記

公有水面の埋立てによってあらたに生じた別図の斜線で示す区域を、夕風町の区域に編入する。

別図

凡 例		編入する区域
		町界



議案第 70 号

市 道 路 線 の 廃 止 の 件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、次の路線の廃止について市議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

路 線 名	区 間	重要な 経過地	備 考
式 内 町 1 号 線	起点 式内町 57 番地先 終点 同 95 番地先	—	別紙見取図 1
穴 田 6 号 線	起点 穴田 41 番地の 2 先 終点 穴田 41 番地の 10 先	—	別紙見取図 2

見取図 1



路線名 式内町1号線

見取図 2



路線名 穴田 6 号線

議案第 7 1 号

市 道 路 線 の 認 定 の 件

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線の認定について市議会の議決を求める。

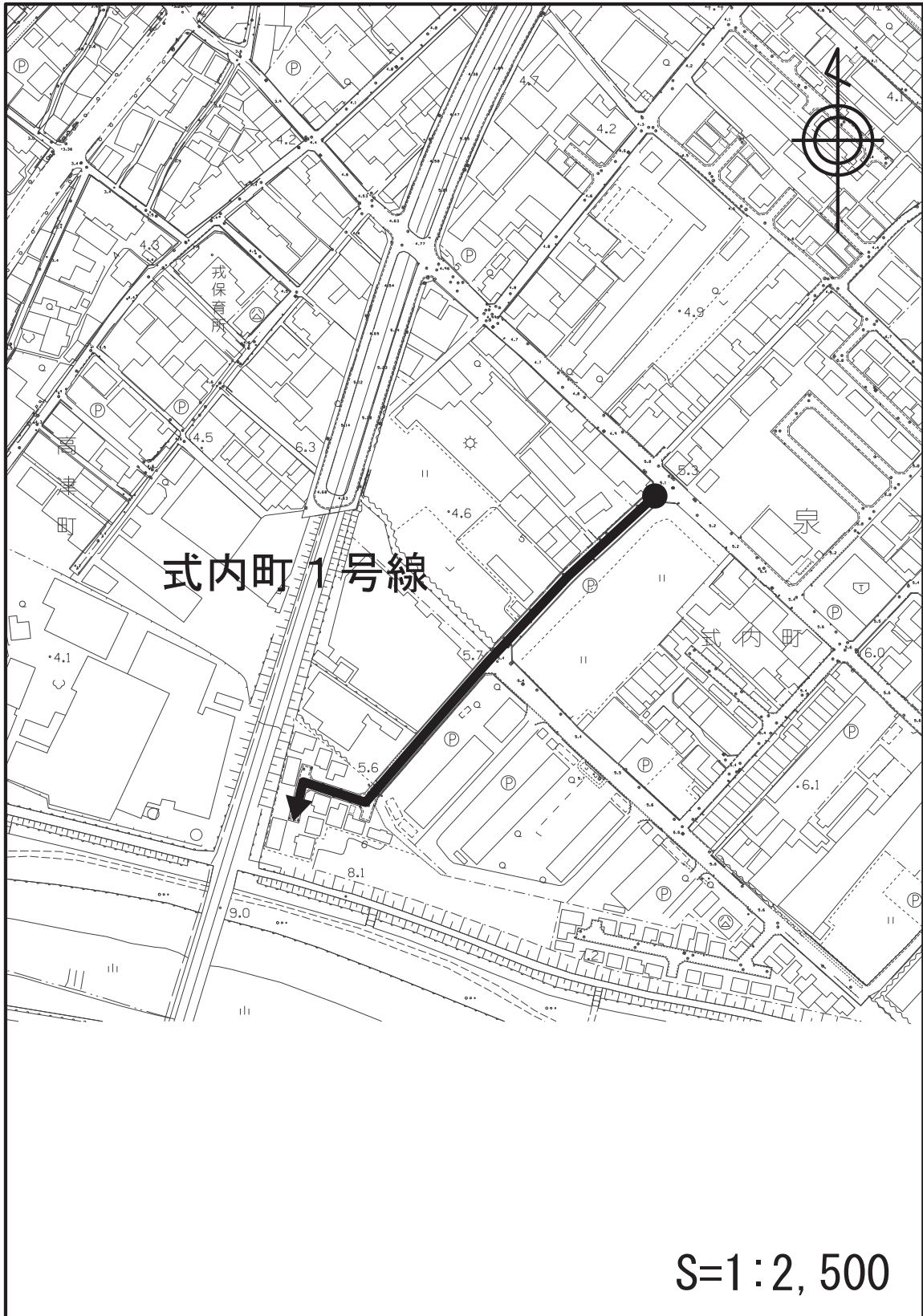
平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

路 線 名	区 間	重要な 経過地	備 考
式 内 町 1 号 線	起点 式内町 5 7 番地先 終点 同 8 6 番地の 1 5 先	—	別紙見取図 1
穴 田 6 号 線	起点 穴田 4 1 番地の 2 先 終点 我孫子 3 8 2 番地の 6 先	—	別紙見取図 2
森 2 9 号 線	起点 森町二丁目 7 5 番地の 1 7 先 終点 同 7 5 番地の 1 3 先	—	別紙見取図 3
森 3 0 号 線	起点 森町二丁目 2 0 4 番地の 3 先 終点 同 2 0 3 番地の 5 先	—	同
二田町 2 0 号 線	起点 二田町二丁目 1 6 番地の 1 6 先 終点 同 1 6 番地の 1 4 先	—	別紙見取図 4
神 明 町 3 号 線	起点 神明町 6 4 番地の 7 先 終点 同 6 4 番地の 4 先	—	別紙見取図 5
清水町 2 1 号 線	起点 清水町 9 2 番地の 1 1 先 終点 同 9 2 番地の 7 先	—	別紙見取図 6
昭和町 1 7 号 線	起点 昭和町 1 4 0 番地の 1 5 先 終点 同 1 4 1 番地の 1 8 先	—	別紙見取図 7

路 線 名	区 間	重要な 経過地	備 考
池 浦 町 5 1 号 線	起点 池浦町五丁目 1 7 4 番地の 1 4 先 終点 同 1 7 4 番地の 4 先	—	別紙見取図 8
豊 中 5 1 号 線	起点 北豊中町二丁目 9 8 4 番地の 4 4 先 終点 同 9 8 4 番地の 4 7 先	—	別紙見取図 9
板 原 6 2 号 線	起点 板原町一丁目 3 1 2 番地の 1 4 先 終点 同 3 1 1 番地の 6 先	—	別紙見取図 10
板 原 6 3 号 線	起点 宇多 1 0 4 6 番地の 7 0 先 終点 板原町一丁目 2 2 2 番地の 8 先	—	別紙見取図 11

見取図 1



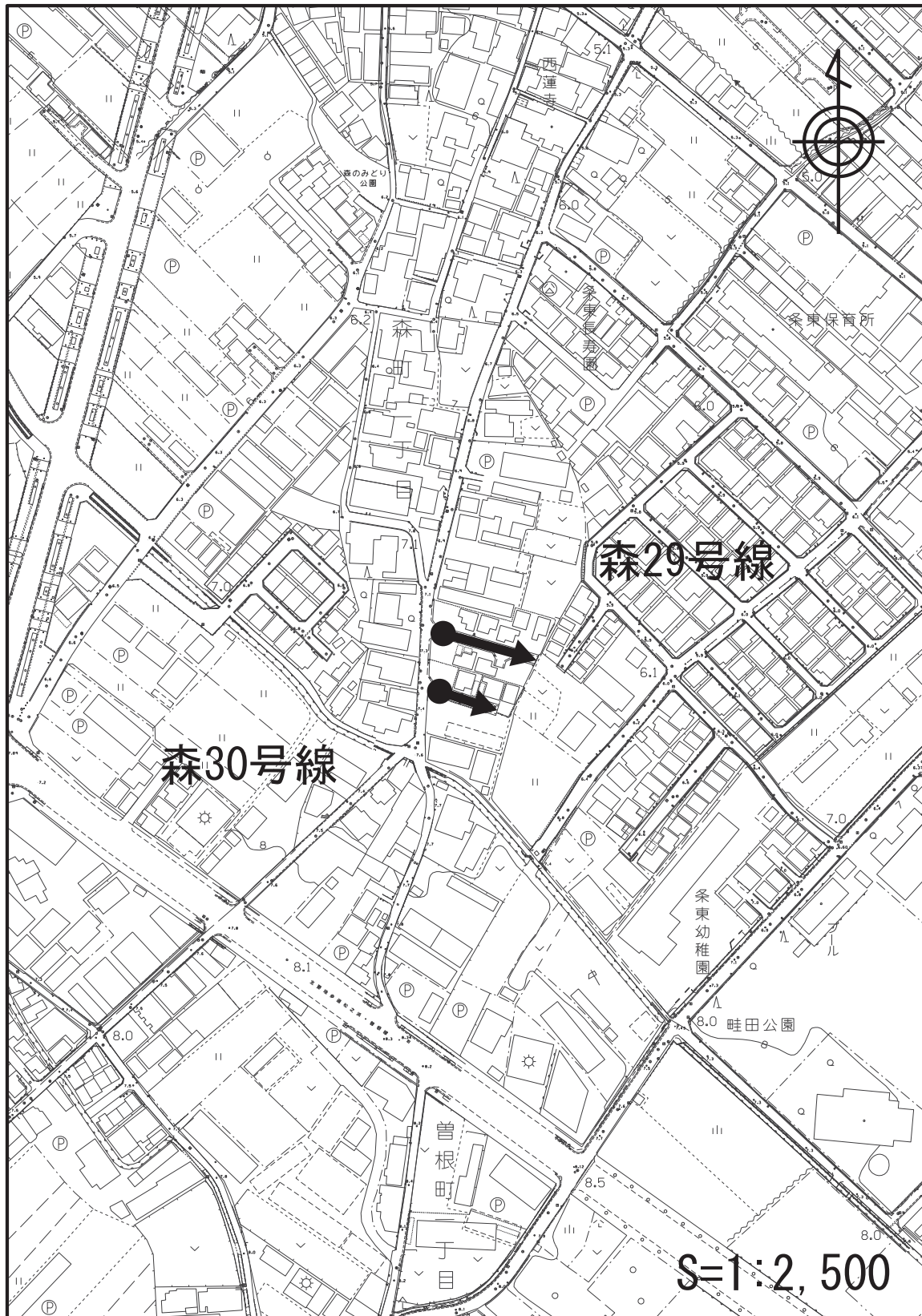
路線名 式内町 1 号線

見取図 2



路線名 穴田 6 号線

見取図 3



路線名 森 29 号 線
 森 30 号 線

見取図 4



路線名 二田町20号線

見取図 5



路線名 神明町3号線

見取図 6



路線名 清水町21号線

見取図 7



路線名 昭和町17号線

見取図 8



路線名 池浦町51号線

見取図 9



路線名 豊中51号線

見取図 10

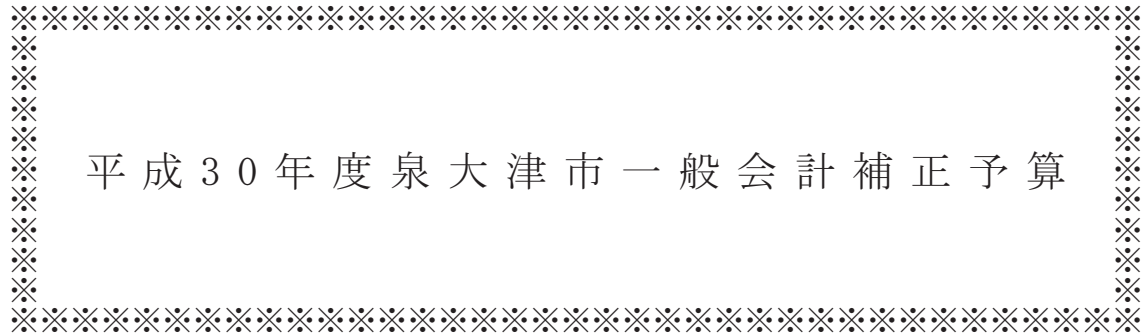


路線名 板原62号線

見取図 11



路線名 板原63号線



平成30年度泉大津市一般会計補正予算

(補正第5号)

平成 30 年度 泉大津市一般会計補正予算

平成 30 年度 泉大津市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 151, 808 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27, 727, 799 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌
年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地方交付税		3,511,136	46,454	3,557,590
	1 地方交付税	3,511,136	46,454	3,557,590
12 使用料及び手数料		423,543	2,960	426,503
	2 手数料	120,924	2,960	123,884
13 国庫支出金		5,146,687	148,071	5,294,758
	1 国庫負担金	4,608,779	120,092	4,728,871
	2 国庫補助金	498,867	27,817	526,684
	3 委託金	39,041	162	39,203
14 府支出金		1,810,844	6,022	1,816,866
	2 府補助金	436,575	6,022	442,597
17 繰入金		589,484	77,612	667,096
	1 基金繰入金	561,938	75,689	637,627
	2 特別会計繰入金	27,546	1,923	29,469
18 繰越金		1,000	440,836	441,836
	1 繰越金	1,000	440,836	441,836
19 諸収入		378,679	12,154	390,833

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	5 雑入	334,824	12,154	346,978
20 市債		1,615,700	417,699	2,033,399
	1 市債	1,615,700	417,699	2,033,399
歳 入 合 計		26,575,991	1,151,808	27,727,799

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		265,516	3,474	268,990
	1 議会費	265,516	3,474	268,990
2 総務費		2,240,968	359,475	2,600,443
	1 総務管理費	1,711,086	356,170	2,067,256
	4 戸籍住民登録費	172,071	3,305	175,376
3 民生費		12,559,342	△9,195	12,550,147
	1 社会福祉費	4,424,476	2,403	4,426,879
	2 児童福祉費	4,029,159	△11,760	4,017,399
	5 国民年金費	14,315	162	14,477
4 衛生費		2,755,648	4,961	2,760,609
	1 保健衛生費	553,959	1,552	555,511
	2 清掃費	1,236,854	3,409	1,240,263
5 農林水産業費		73,558	22,866	96,424
	1 農業費	73,291	22,866	96,157
7 土木費		2,663,083	8,026	2,671,109
	2 道路橋りょう費	408,450	10,000	418,450

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 都市計画費	560,139	△3,474	556,665
	6 住宅費	34,421	1,500	35,921
8 消防費		749,669	6,574	756,243
	1 消防費	749,669	6,574	756,243
9 教育費		1,796,181	13,356	1,809,537
	1 教育総務費	488,871	11,978	500,849
	2 小学校費	449,497	357	449,854
	5 社会教育費	330,993	1,021	332,014
11 諸支出金		383,589	369,661	753,250
	1 諸支出金	146,474	69,661	216,135
	3 土地取得費	226,956	300,000	526,956
13 災害復旧費		48,340	372,610	420,950
	1 公共土木施設災害復旧費	33,042	149,128	182,170
	2 文教施設災害復旧費	15,298	183,793	199,091
	3 厚生労働施設災害復旧費	0	30,873	30,873
	4 農林水産業施設災害復旧費	0	1,556	1,556

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	5 その他公共施設・公用 施設災害復旧費	0	7,260	7,260
歳 出 合 計		26,575,991	1,151,808	27,727,799

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
5 農 林 水産業費	1 農 業 費	農 業 振 興 対 策 事 業	22,866
1 3 災 害 復 旧 費	1公共土木施設 災 害 復 旧 費	公園緑化施設災害復旧事業	140,054
		道路橋りょう災害復旧事業	3,237
	2 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	公 民 館 災 害 復 旧 事 業	3,975
		池上曾根遺跡災害復旧事業	3,222
		小学校施設災害復旧事業	139,975
		中学校施設災害復旧事業	31,139
		教育支援センター施設 災 害 復 旧 事 業	1,167
		幼稚園施設災害復旧事業	2,036
	3厚生労働施設 施設災害復旧費	老人集会所災害復旧事業	12,092
		高齢者保健福祉センター 災 害 復 旧 事 業	1,240
		保育所施設災害復旧事業	3,320
		認 定 こ ど も 園 施 設 災 害 復 旧 事 業	5,352
		火 葬 場 災 害 復 旧 事 業	3,289
		公園墓地災害復旧事業	5,580
	4農林水産業施設 施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	1,556
	5その他公共施設・公用施設 災 害 復 旧 費	庁 舎 災 害 復 旧 事 業	3,318
		消防庁舎災害復旧事業	3,942

第3表 地方債補正

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
学校教育施設整備事業費	補正前	千円 65,200	普通貸借又は証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は銀行その他資金	25年以内	3年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦元金均等償還又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後	107,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
庁舎災害復旧事業費	補正前	0	同上	同上	同上	10年以内	2年以内	同上	同上
	補正後	3,300	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
老人集会所災害復旧事業費	補正前	0	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	12,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
高齢者保健福祉センター災害復旧事業費	補正前	0	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	1,200	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
保育所施設災害復旧事業費	補正前	0	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	3,300	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
認定こども園施設災害復旧事業費	補正前		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	5,300	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
火葬場災害復旧事業費	補正前	0	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	3,100	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
公園墓地災害復旧事業費	補正前	0	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	5,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
公園緑化施設災害復旧事業費	補正前	0	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	133,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
畦田公園施設災害復旧事業費	補正前	0	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	33,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

道路橋りょう災害復旧事業費	補正前	0	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	8,600	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
住宅災害復旧事業費	補正前	0	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	4,400	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
消防庁舎災害復旧事業費	補正前	0	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	3,900	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
公民館災害復旧事業費	補正前	0	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	3,900	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
池上曽根遺跡災害復旧事業費	補正前	0	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	3,200	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
池上曽根弥生学習館災害復旧事業費	補正前	0	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	15,200	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
小学校施設災害復旧事業費	補正前	0	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	46,600	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
中学校施設災害復旧事業費	補正前	0	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	10,300	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
保健体育施設災害復旧事業費	補正前	0	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	2,000	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
幼稚園施設災害復旧事業費	補正前	0	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	2,000	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
教育支援センター災害復旧事業費	補正前	0	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
	補正後	1,100	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	補正前	1,080,000	同 上	同 上	同 上	20年以内	3年以内	同 上	同 上
	補正後	1,153,999	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
(補正額)		417,699							
補正前の額		1,615,700							
合 計		2,033,399							

平成30年度泉大津市一般会計補正予算に関する説明書

(補正第5号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
9 地方交付税	3, 5 1 1, 1 3 6
12 使用料及び手数料	4 2 3, 5 4 3
13 国庫支出金	5, 1 4 6, 6 8 7
14 府支出金	1, 8 1 0, 8 4 4
17 繰入金	5 8 9, 4 8 4
18 繰越金	1, 0 0 0
19 諸収入	3 7 8, 6 7 9
20 市債	1, 6 1 5, 7 0 0
歳 入 合 計	2 6, 5 7 5, 9 9 1

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
4 6, 4 5 4	3, 5 5 7, 5 9 0
2, 9 6 0	4 2 6, 5 0 3
1 4 8, 0 7 1	5, 2 9 4, 7 5 8
6, 0 2 2	1, 8 1 6, 8 6 6
7 7, 6 1 2	6 6 7, 0 9 6
4 4 0, 8 3 6	4 4 1, 8 3 6
1 2, 1 5 4	3 9 0, 8 3 3
4 1 7, 6 9 9	2, 0 3 3, 3 9 9
1, 1 5 1, 8 0 8	2 7, 7 2 7, 7 9 9

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
1 議会費	265,516	3,474
2 総務費	2,240,968	359,475
3 民生費	12,559,342	△9,195
4 衛生費	2,755,648	4,961
5 農林水産業費	73,558	22,866
7 土木費	2,663,083	8,026
8 消防費	749,669	6,574
9 教育費	1,796,181	13,356
11 諸支出金	383,589	369,661
13 災害復旧費	48,340	372,610
歳 出 合 計	26,575,991	1,151,808

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
268,990				3,474
2,600,443	14,841	42,300	2,489	299,845
12,550,147	239			△9,434
2,760,609			2,960	2,001
96,424	17,732			5,134
2,671,109	750	4,700		2,576
756,243	439		200	5,935
1,809,537			140	13,216
753,250				369,661
420,950	120,092	296,700	777	△44,959
27,727,799	154,093	343,700	6,566	647,449

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 3, 511, 136	千円 46, 454	千円 3, 557, 590

(款) 9 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	3, 511, 136	46, 454	3, 557, 590
計	3, 511, 136	46, 454	3, 557, 590

補 正 前	補 正 額	計
千円 423, 543	千円 2, 960	千円 426, 503

(款) 12 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

目	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生手数料	87, 069	2, 960	90, 029
計	120, 924	2, 960	123, 884

補 正 前	補 正 額	計
千円 5, 146, 687	千円 148, 071	千円 5, 294, 758

(款) 13 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 災害復旧費国庫負担金	0	120, 092	120, 092

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	46,454	普通交付税

節		説 明
区 分	金 額	
1 清掃手数料	2,960	粗大ごみ収集手数料

節		説 明
区 分	金 額	
1 公共土木施設災害 復旧費負担金	6,017	公共土木施設災害復旧費負担金

(款) 9 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
計	4,608,779	120,092	4,728,871

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	28,579	555	29,134
4 農林水産業費国庫補助金	23,479	12,601	36,080
5 土木費国庫補助金	193,050	375	193,425
6 教育費国庫補助金	37,235	14,286	51,521
計	498,867	27,817	526,684

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費委託金	21,713	162	21,875
計	39,041	162	39,203

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 公立学校施設災害復旧費負担金	114,075	公立学校施設災害復旧費負担金

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	555	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
2 農業費補助金	12,601	被災農業者向け経営体育成支援事業補助金
3 住宅費補助金	375	社会資本整備総合交付金
1 小学校費補助金	5,868	ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金
2 中学校費補助金	4,957	ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金
3 幼稚園費補助金	3,461	ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金

節		説 明
区 分	金 額	
2 国民年金費委託金	162	国民年金事務委託金

(款) 13 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

補 正 前	補 正 額	計
千円 1, 810, 844	千円 6, 022	千円 1, 816, 866

(款) 14 府支出金

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費府補助金	365, 050	77	365, 127
4 農林水産業費府補助金	12, 912	5, 131	18, 043
5 商工費府補助金	9, 924	439	10, 363
6 土木費府補助金	1, 918	375	2, 293
計	436, 575	6, 022	442, 597

補 正 前	補 正 額	計
千円 589, 484	千円 77, 612	千円 667, 096

(款) 17 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	320, 671	75, 689	396, 360
計	561, 938	75, 689	637, 627

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費補助金	77	大阪府自殺対策強化事業補助金
1 農業費補助金	5,131	被災農業者向け経営体育成支援事業補助金
1 商工費補助金	439	石油貯蔵施設立地対策等交付金
2 住宅費補助金	375	大阪府震災対策推進事業補助金

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	75,689	財政調整基金繰入金

(款) 14 府支出金

(項) 2 府補助金

(項) 2 特別会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 後期高齢者医療特別会計繰入金	0	1,923	1,923
計	27,546	1,923	29,469

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,000	千円 440,836	千円 441,836

(款) 18 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1,000	440,836	441,836
計	1,000	440,836	441,836

補 正 前	補 正 額	計
千円 378,679	千円 12,154	千円 390,833

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 雑入	334,824	12,154	346,978
計	334,824	12,154	346,978

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	1,923	後期高齢者医療特別会計繰入金

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	440,836	繰越金

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑入	12,154	資格免許等現場実習負担金 140 消防団員退職報償金 200 収入印紙・府証紙売払金 2,489 後期高齢者医療定率負担金精算金（過年度分） 8,548 水利組合負担金 777

(款) 17 繰入金

(項) 2 特別会計繰入金

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,615,700	千円 417,699	千円 2,033,399

(款) 20 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
6 教育債	70,000	42,300	112,300
8 臨時財政対策債	1,080,000	73,999	1,153,999
10 災害復旧事業債	0	301,400	301,400
計	1,615,700	417,699	2,033,399

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 小学校債	16,500	小学校整備事業債	
2 中学校債	19,100	中学校整備事業債	
3 幼稚園債	6,700	幼稚園整備事業債	
1 臨時財政対策債	73,999	臨時財政対策債	
1 公共土木施設災害復旧事業債	179,500	公園緑化施設災害復旧事業債	133,500
		畦田公園施設災害復旧事業債	33,000
		道路橋りょう災害復旧事業債	8,600
		住宅災害復旧事業債	4,400
2 文教施設災害復旧事業債	84,300	公民館災害復旧事業債	3,900
		池上曽根遺跡災害復旧事業債	3,200
		池上曽根弥生学習館災害復旧事業債	15,200
		小学校施設災害復旧事業債	46,600
		中学校施設災害復旧事業債	10,300
		保健体育施設災害復旧事業債	2,000
		幼稚園施設災害復旧事業債	2,000
		教育支援センター災害復旧事業債	1,100
3 厚生労働施設災害復旧事業債	30,400	老人集会所災害復旧事業債	12,000
		高齢者保健福祉センター災害復旧事業債	1,200
		火葬場災害復旧事業債	3,100
		公園墓地災害復旧事業債	5,500
		保育所施設災害復旧事業債	3,300
		認定こども園施設災害復旧事業債	5,300
5 その他公共施設・公用施設災害復旧事業債	7,200	庁舎災害復旧事業債	3,300
		消防庁舎災害復旧事業債	3,900

(款) 20 市債

(項) 1 市債

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 265,516	千円 3,474	千円 268,990

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	265,516	3,474	268,990				3,474
計	265,516	3,474	268,990				3,474

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,240,968	千円 359,475	千円 2,600,443

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	1,201,026	△552	1,200,474	14,286	42,300		△57,138
4 広報費	87,636	7,012	94,648				7,012

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,000 1,774 700	1 人件費 3,474	2 給料 1,000 一般職給
			3 職員手当等 1,774 地域手当 100 期末勤勉手当 800 管理職手当 420 通勤手当 130 住居手当 324
			4 共済費 700 共済組合補給金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬 7 賃金 13 委託料	2,100 △3,300 648	3 産育休代替等職員配置事業 △1,200	1 報酬 2,100 嘱託報酬
			7 賃金 △3,300 臨時職員賃金
		9 庁内ラン整備事業 648	13 委託料 648 システム保守委託料
		30 市有施設整備事業（資産活用課） 0	
8 報償費 12 役務費	6,600 412	5 泉大津市ふるさと応援寄附事業 7,012	8 報償費 6,600 ふるさと納税謝礼記念品

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
8 財産管理費	11,380	600	11,980				600
11 災害対策費	16,917	6,748	23,665				6,748
17 諸費	90,000	121,443	211,443				121,443
22 財政調整基金費	12	220,919	220,931				220,919
計	1,711,086	356,170	2,067,256	14,286	42,300		299,584

(項) 4 戸籍住民登録費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 戸籍住民登録費	172,071	3,305	175,376	555		2,489	261
計	172,071	3,305	175,376	555		2,489	261

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
			12 役務費 寄附金クレジットカード収納システム手数料 412
11 需用費	600	2 公用車維持管理事業 600	11 需用費 燃料費 600
11 需用費 15 工事請負費 19 負担金、補助及び交付金	307 209 6,232	1 災害対策事業 6,748	11 需用費 消耗品費 307
			15 工事請負費 空調機器取替工事費 209
			19 負担金、補助及び交付金 市町村広域災害ネットワーク応援経費負担金 6,232
23 償還金、利子及び割引料	121,443	1 国・府支出金返還事業 121,443	23 償還金、利子及び割引料 国府補助金等返還金 121,443
25 積立金	220,919	1 財政調整基金積立事業 220,919	25 積立金 財政調整基金積立金 220,919

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 需用費 13 委託料	2,489 816	2 戸籍事務事業 816	13 委託料 電算処理委託料 816
		5 旅券発給事務事業 2,489	11 需用費 消耗品費 2,489

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

補 正 前	補 正 額	計
千円 12, 559, 342	千円 △9, 195	千円 12, 550, 147

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	283, 359	1, 355	284, 714	77			1, 278
8 障がい者福祉費	237, 265	1, 048	238, 313				1, 048
計	4, 424, 476	2, 403	4, 426, 879	77			2, 326

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4 保育所費	686, 013	△11, 760	674, 253				△11, 760
計	4, 029, 159	△11, 760	4, 017, 399				△11, 760

(項) 5 国民年金費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 国民年金取扱事務費	14, 315	162	14, 477	162			
計	14, 315	162	14, 477	162			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬 11 需用費	1,200 155	1 人件費 1,200	1 報酬 1,200 嘱託報酬
		17 自殺対策計画推進事業 155	11 需用費 155 消耗品費 95 印刷製本費 60
13 委託料	1,048	1 一般事務事業（障がい福祉課） 1,048	13 委託料 1,048 プログラム変更委託料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△8,000 △760 △3,000	1 人件費 △11,760	2 給料 △8,000 一般職給
			3 職員手当等 △760 地域手当 △100 期末勤勉手当 △660
			4 共済費 △3,000 共済組合補給金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 委託料	162	2 国民年金取扱事務事業 162	13 委託料 162 プログラム変更委託料

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,755,648	千円 4,961	千円 2,760,609

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 母子保健事業費	110,816	1,552	112,368				1,552
計	553,959	1,552	555,511				1,552

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 塵芥処理費	648,383	3,409	651,792			2,960	449
計	1,236,854	3,409	1,240,263			2,960	449

補 正 前	補 正 額	計
千円 73,558	千円 22,866	千円 96,424

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 農業振興費	1,462	22,866	24,328	17,732			5,134
計	73,291	22,866	96,157	17,732			5,134

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬	1,552	1 保健師等配置事業（ 子育て応援課） 1,552	1 報酬 嘱託報酬 1,552

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 委託料	3,409	2 粗大ごみ収集事業 3,409	13 委託料 粗大ごみ収集委託料 粗大ごみ収集手数料徴収事務委託料 3,409 3,195 214

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
19 負担金、補助及び交付金	22,866	1 農業振興対策事業 22,866	19 負担金、補助及び交付金 被災農業者向け経営体育成支援事業補助金 22,866

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,663,083	千円 8,026	千円 2,671,109

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路維持費	88,832	10,000	98,832		4,700		5,300
計	408,450	10,000	418,450		4,700		5,300

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 都市計画総務費	184,739	△3,474	181,265				△3,474
計	560,139	△3,474	556,665				△3,474

(項) 6 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 住宅管理費	34,419	1,500	35,919	750			750
計	34,421	1,500	35,921	750			750

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
15 工事請負費	10,000	1 道路維持補修事業 10,000	15 工事請負費 補修工事費 10,000

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△1,000 △1,774 △700	1 人件費 △3,474	2 給料 △1,000 一般職給
			3 職員手当等 △1,774 扶養手当 △324 地域手当 △100 期末勤勉手当 △800 管理職手当 △550
			4 共済費 △700 共済組合補給金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
19 負担金、補助及び交付金	1,500	8 ブロック塀等安全対策事業 1,500	19 負担金、補助及び交付金 ブロック塀等安全対策補助金 1,500

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

補 正 前	補 正 額	計
千円 749,669	千円 6,574	千円 756,243

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 常備消防費	725,328	6,006	731,334	439			5,567
2 非常備消防費	24,341	568	24,909			200	368
計	749,669	6,574	756,243	439		200	5,935

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
4 共済費 9 旅費 11 需用費 18 備品購入費	2,176 210 2,919 701	1 人件費 2,176	4 共済費 2,176 共済組合補給金 2,112 共済組合事務費負担金 64
		2 一般事務事業（消防本部） 1,101	9 旅費 210 普通旅費
			11 需用費 891 消耗品費
		3 消防庁舎維持管理事業 1,466	11 需用費 1,466 光熱水費
		5 消防車両管理事業 562	11 需用費 562 燃料費
		6 火災消火事業 479	18 備品購入費 479 器具購入費
		8 救急救助事業 222	18 備品購入費 222 機械器具購入費
8 報償費 11 需用費	200 368	1 消防団事業 568	8 報償費 200 退職者報償金
			11 需用費 368 消耗品費

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,796,181	千円 13,356	千円 1,809,537

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 事務局費	303,024	11,838	314,862				11,838
4 教育指導費	63,223	140	63,363			140	
計	488,871	11,978	500,849			140	11,838

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校管理費	378,276	357	378,633				357
計	449,497	357	449,854				357

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 図書館費	52,694	656	53,350				656
5 公民館費	26,245	365	26,610				365

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬	72	1 人件費 11,760	3 職員手当等 8,760
3 職員手当等	8,760		扶養手当 1,000
4 共済費	3,000		地域手当 100
9 旅費	6		期末勤勉手当 3,000
			管理職手当 660
			時間外勤務手当 4,000
			4 共済費 3,000
			共済組合補給金
		2 事務局運営事業（教育政策課） 78	1 報酬 72
			学校運営協議会委員報酬
			9 旅費 6
			費用弁償
11 需用費	140	9 教育実習受入事業（指導課） 140	11 需用費 140
			消耗品費

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 委託料	357	3 小学校維持管理事業 357	13 委託料 357
			施設管理委託料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 需用費	656	2 図書館維持管理事業 656	11 需用費 656
			光熱水費
11 需用費	365	2 南公民館維持管理事業 365	11 需用費 365
			光熱水費

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
計	330,993	1,021	332,014				1,021

補 正 前	補 正 額	計
千円 383,589	千円 369,661	千円 753,250

(款) 11 諸支出金

(項) 1 諸支出金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 諸費	146,474	69,661	216,135				69,661
計	146,474	69,661	216,135				69,661

(項) 3 土地取得費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 土地取得費	226,956	300,000	526,956				300,000
計	226,956	300,000	526,956				300,000

補 正 前	補 正 額	計
千円 48,340	千円 372,610	千円 420,950

(款) 13 災害復旧費

(項) 1 公共土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 公園施設災害復旧費	33,042	140,054	173,096	6,017	166,500		△32,463

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
19 負担金、補助及び交付金	69,661	3 墓地組合分賦金事業 69,661	19 負担金、補助及び交付金 69,661 泉大津市和泉市墓地組合分賦金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
28 繰出金	300,000	1 土地取得事業特別会計繰出金事業 300,000	28 繰出金 300,000 土地取得事業特別会計への繰出

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 委託料 15 工事請負費	107,282 32,772	1 畦田公園施設災害復旧事業 0	

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路橋りょう災害復旧費	0	4,492	4,492		3,900		592
3 住宅災害復旧費	0	4,582	4,582		4,400		182
計	33,042	149,128	182,170	6,017	174,800		△31,689

(項) 2 文教施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会教育施設災害復旧費	15,298	7,197	22,495		22,300		△15,103
2 公立学校施設災害復旧費	0	171,114	171,114	114,075	56,900		139
3 保健体育施設災害復旧費	0	2,279	2,279		2,000		279
4 その他教育施設災害復	0	3,203	3,203		3,100		103

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		2 公園緑化施設災害 復旧事業 140,054	13 委託料 107,282 樹木復旧委託料
			15 工事請負費 32,772 補修工事費
15 工事請負費 16 原材料費	3,995 497	1 道路橋りょう災害復 旧事業 4,492	15 工事請負費 3,995 補修工事費 3,237 道路反射鏡補修工事費 758
			16 原材料費 497 交通安全製品
11 需用費 15 工事請負費	2,098 2,484	1 市営住宅災害復旧事 業 4,582	11 需用費 2,098 修繕料
			15 工事請負費 2,484 補修工事費

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
15 工事請負費	7,197	1 池上曾根弥生学習館 災害復旧事業 0	
		2 公民館災害復旧事業 3,975	15 工事請負費 3,975 補修工事費
		3 池上曾根遺跡災害復 旧事業 3,222	15 工事請負費 3,222 補修工事費
15 工事請負費	171,114	1 小学校施設災害復 旧事業 139,975	15 工事請負費 139,975 補修工事費
		2 中学校施設災害復旧 事業 31,139	15 工事請負費 31,139 補修工事費
11 需用費 15 工事請負費	734 1,545	1 保健体育施設災害復 旧事業 2,279	11 需用費 734 修繕料
			15 工事請負費 1,545 補修工事費
15 工事請負費 18 備品購入費	1,167 2,036	1 教育支援センター施 設災害復旧事業 1,167	15 工事請負費 1,167 補修工事費

(款) 13 災害復旧費

(項) 1 公共土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
旧費							
計	15,298	183,793	199,091	114,075	84,300		△14,582

(項) 3 厚生労働施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 民生施設災害復旧費	0	13,332	13,332		13,200		132
2 児童福祉施設災害復旧費	0	8,672	8,672		8,600		72
3 衛生施設災害復旧費	0	8,869	8,869		8,600		269
計	0	30,873	30,873		30,400		473

(項) 4 農林水産業施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 農業用施設災害復旧費	0	1,556	1,556			777	779
計	0	1,556	1,556			777	779

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		2 幼稚園施設災害復旧事業 2,036	18 備品購入費 園用備品費 2,036

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 需用費 15 工事請負費	1,240 12,092	1 老人集会所災害復旧事業 12,092	15 工事請負費 補修工事費 12,092
		2 高齢者保健福祉センター災害復旧事業 1,240	11 需用費 修繕料 1,240
15 工事請負費 18 備品購入費	6,156 2,516	1 保育所施設災害復旧事業 3,320	15 工事請負費 補修工事費 804
			18 備品購入費 保育用備品費 2,516
		2 認定こども園施設災害復旧事業 5,352	15 工事請負費 補修工事費 5,352
11 需用費 15 工事請負費	189 8,680	1 火葬場災害復旧事業 3,289	11 需用費 修繕料 189
			15 工事請負費 補修工事費 3,100
		2 公園墓地災害復旧事業 5,580	15 工事請負費 補修工事費 5,580

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
15 工事請負費	1,556	1 農業用施設災害復旧事業 1,556	15 工事請負費 設置工事費 1,556

(款) 13 災害復旧費

(項) 2 文教施設災害復旧費

(項) 5 その他公共施設・公用施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 庁舎災害復旧費	0	3,318	3,318		3,300		18
2 消防庁舎災害復旧費	0	3,942	3,942		3,900		42
計	0	7,260	7,260		7,200		60

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
15 工事請負費	3,318	1 庁舎災害復旧事業 3,318	15 工事請負費 3,318 補修工事費
15 工事請負費	3,942	1 消防庁舎災害復旧事業 3,942	15 工事請負費 3,942 補修工事費

(款) 13 災害復旧費

(項) 5 その他公共施設・公用施設災害復旧費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率分) (千円)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	合 計 (千円)			
補 正 後	長 等	3		23,898	10,797	1,714	3,191	39,600	6,939	46,539	
	議 員	16	106,683		46,406			153,089	40,561	193,650	
	その他の 特 別 職	759	448,414					448,414	68,435	516,849	
	計	778	555,097	23,898	57,203	1,714	3,191	641,103	115,935	757,038	
補 正 前	長 等	3		23,898	10,797	1,714	3,191	39,600	6,939	46,539	
	議 員	16	106,683		46,406			153,089	40,561	193,650	
	その他の 特 別 職	743	443,490					443,490	68,435	511,925	
	計	762	550,173	23,898	57,203	1,714	3,191	636,179	115,935	752,114	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の 特 別 職	16	4,924					4,924		4,924	
	計	16	4,924					4,924		4,924	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給料(千円)	職員手当(千円)	計 (千円)			
補正後	(32) 445	1,617,715	1,242,928	2,860,643	558,751	3,419,394	
補正前	(32) 445	1,625,715	1,234,928	2,860,643	556,575	3,417,218	
比 較		△ 8,000	8,000		2,176	2,176	

()内は、再任用短時間勤務職員数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	49,144	104,159	652,158	57,597	40,493	25,799	97,497	11,416
	補 正 前	48,468	104,159	649,818	57,067	40,363	25,475	93,497	11,416
	比 較	676		2,340	530	130	324	4,000	
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)	
	補 正 後	179,274	4,530			19,745	1,116	1,242,928	
	補 正 前	179,274	4,530			19,745	1,116	1,234,928	
	比 較							8,000	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給料	△ 8,000	その他の 増減分	△ 8,000	異動等による減	
職員手当	8,000	その他の 増減分	8,000	異動等による増	

地方債の当該年度中における増減見込額及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前年度末 現在高	当該年度中の増減見込額						当該年度末現在高見込額	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当該年度中元金償還見込額				
		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補正後の額
1. 普 通 債	13,494,956	363,900	42,300	406,200	1,460,458		1,460,458	12,398,398	12,440,698
(1) 総務債	947,454	4,500		4,500	257,037		257,037	694,917	694,917
(2) 民生債	526,589	2,700		2,700	12,594		12,594	516,695	516,695
(3) 衛生債	481,320				51,266		51,266	430,054	430,054
(4) 農林水産業債	4,400	3,900		3,900				8,300	8,300
(5) 土木債	5,769,542	269,000		269,000	822,223		822,223	5,216,319	5,216,319
(6) 公営住宅債	738,390	3,000		3,000	8,961		8,961	732,429	732,429
(7) 消防債	978,061	10,800		10,800	45,190		45,190	943,671	943,671
(8) 教育債	4,049,200	70,000	42,300	112,300	263,187		263,187	3,856,013	3,898,313
2. 災 害 復 旧 債			301,400	301,400					301,400
(1) 総務債			3,300	3,300					3,300
(2) 民生債			21,800	21,800					21,800
(3) 衛生債			8,600	8,600					8,600
(4) 土木債			175,100	175,100					175,100
(5) 公営住宅債			4,400	4,400					4,400
(6) 消防債			3,900	3,900					3,900
(7) 教育債			84,300	84,300					84,300
3. そ の 他 債	14,597,142	1,251,800	73,999	1,325,799	1,151,333		1,151,333	14,697,609	14,771,608
(1) 減税補てん債	330,906				76,537		76,537	254,369	254,369
(2) 臨 時 税 収 補 て ん 債									
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	14,121,078	1,251,800	73,999	1,325,799	1,065,087		1,065,087	14,307,791	14,381,790
(4) 減収補てん債	145,158				9,709		9,709	135,449	135,449
合 計	28,092,098	1,615,700	417,699	2,033,399	2,611,791		2,611,791	27,096,007	27,513,706

平成30年度泉大津市土地取得事業特別会計補正予算

(補正第 1 号)

議案第 73 号

平成 30 年度泉大津市土地取得事業特別会計補正予算

平成 30 年度泉大津市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 300,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 907,056 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金		226,956	300,000	526,956
	1 一般会計繰入金	226,956	300,000	526,956
歳 入 合 計		607,056	300,000	907,056

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 土地取得事業費		0	300,000	300,000
	1 土地取得事業費	0	300,000	300,000
歳 出 合 計		607,056	300,000	907,056

平成30年度泉大津市土地取得事業特別会計補正予算
に関する説明書

(補正第1号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
1 繰入金	2 2 6 , 9 5 6
歳 入 合 計	6 0 7 , 0 5 6

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
3 0 0 , 0 0 0	5 2 6 , 9 5 6
3 0 0 , 0 0 0	9 0 7 , 0 5 6

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 土地取得事業費	0	300,000
歳 出 合 計	607,056	300,000

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
300,000			300,000	
907,056			300,000	

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 226, 956	千円 300, 000	千円 526, 956

(款) 1 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	226, 956	300, 000	526, 956
計	226, 956	300, 000	526, 956

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	300,000	一般会計繰入金

(款) 1 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 0	千円 300,000	千円 300,000

(款) 2 土地取得事業費

(項) 1 土地取得事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 土地取得事業費	0	300,000	300,000			300,000	
計	0	300,000	300,000			300,000	

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
17 公有財産購入費	300,000	1 土地取得事業 300,000	17 公有財産購入費 用地購入費 300,000

(款) 2 土地取得事業費

(項) 1 土地取得事業費

平成30年度泉大津市国民健康保険事業特別会計
補正予算

(補正第1号)

平成 3 0 年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正 予算

平成 3 0 年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5 5 , 7 1 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 , 6 1 0 , 2 6 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸収入		5,793	125,026	130,819
	4 雑入	5,432	125,026	130,458
6 繰越金		0	27,706	27,706
	1 繰越金	0	27,706	27,706
7 療養給付費等交付金		0	2,987	2,987
	1 療養給付費等交付金	0	2,987	2,987
歳 入 合 計		8,454,546	155,719	8,610,265

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 保健事業費		114,457	△2,297	112,160
	1 特定健康診査等事業費	102,849	△2,297	100,552
5 基金積立金		1	13,853	13,854
	1 基金積立金	1	13,853	13,854
7 諸支出金		3,853	144,163	148,016
	2 償還金及び還付加算金	3,262	144,163	147,425
歳 出 合 計		8,454,546	155,719	8,610,265

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険特定健康 診査業務委託事業費	平成30年度～平成33年度	65,000 千円

平成30年度泉大津市国民健康保険事業特別会計
補正予算に関する説明書

(補正第1号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
5 諸収入	5, 7 9 3
6 繰越金	0
7 療養給付費等交付金	0
歳 入 合 計	8, 4 5 4, 5 4 6

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
1 2 5, 0 2 6	1 3 0, 8 1 9
2 7, 7 0 6	2 7, 7 0 6
2, 9 8 7	2, 9 8 7
1 5 5, 7 1 9	8, 6 1 0, 2 6 5

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
4 保健事業費	114,457	△2,297
5 基金積立金	1	13,853
7 諸支出金	3,853	144,163
歳 出 合 計	8,454,546	155,719

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
112, 160				△2, 297
13, 854				13, 853
148, 016				144, 163
8, 610, 265				155, 719

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,793	千円 125,026	千円 130,819

(款) 5 諸収入

(項) 4 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
3 雑入	30	125,026	125,056
計	5,432	125,026	130,458

補 正 前	補 正 額	計
千円 0	千円 27,706	千円 27,706

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	0	27,706	27,706
計	0	27,706	27,706

補 正 前	補 正 額	計
千円 0	千円 2,987	千円 2,987

(款) 7 療養給付費等交付金

(項) 1 療養給付費等交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 療養給付費等交付金	0	2,987	2,987

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑入	125,026	雑入（調整財源）

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	27,706	繰越金

節		説 明
区 分	金 額	
1 過年度分	2,987	退職者療養給付費交付金

(款) 5 諸収入

(項) 4 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
計	0	2,987	2,987

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

(款) 7 療養給付費等交付金

(項) 1 療養給付費等交付金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 114,457	千円 △2,297	千円 112,160

(款) 4 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 特定健康診査等事業費	102,849	△2,297	100,552				△2,297
計	102,849	△2,297	100,552				△2,297

補 正 前	補 正 額	計
千円 1	千円 13,853	千円 13,854

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 財政調整基金積立金	1	13,853	13,854				13,853
計	1	13,853	13,854				13,853

補 正 前	補 正 額	計
千円 3,853	千円 144,163	千円 148,016

(款) 7 諸支出金

(項) 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 償還金	2	144,163	144,165				144,163
計	3,262	144,163	147,425				144,163

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬	△2, 297	1 特定健康診査等事業 △2, 297	1 報酬 嘱託報酬 △2, 297

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
25 積立金	13, 853	1 基金積立金 13, 853	25 積立金 13, 853 財政調整基金積立金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
23 償還金、利子及び割引料	144, 163	1 国・府支出金返還事業 144, 163	23 償還金、利子及び割引料 144, 163 国府補助金等返還金 146 療養給付費等負担金返還金 144, 017

(款) 4 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

給 与 費 明 細 書

特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率分) (千円)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	合 計 (千円)		
補 正 後	長 等									
	議 員									
	その他の 特 別 職	15	3,347					3,347	3,347	
	計	15	3,347					3,347	3,347	
補 正 前	長 等									
	議 員									
	その他の 特 別 職	16	5,644					5,644	5,644	
	計	16	5,644					5,644	5,644	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他の 特 別 職	△ 1	△ 2,297					△ 2,297	△ 2,297	
	計	△ 1	△ 2,297					△ 2,297	△ 2,297	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末
までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項		限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
							特 定 財 源			一般財源
			期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支出金	地方債	その他	
国民健康保 険特定健康 診査業務委 託 事 業 費	補正前									
	補正後	65,000			平成30年度 ～平成33年度	65,000	19,400			45,600
合 計	補正額	65,000				65,000	19,400			45,600
	補正前 の 額	60,000		35,263		19,257	6,000			13,257
	計	125,000		35,263		84,257	25,400			58,857

平成30年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

(補正第2号)

議案第 75 号

平成 30 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

平成 30 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 122,098 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,424,316 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰越金		1	122, 098	122, 099
	1 繰越金	1	122, 098	122, 099
歳 入 合 計		5, 302, 218	122, 098	5, 424, 316

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		10	122,098	122,108
	1 基金積立金	10	122,098	122,108
歳 出 合 計		5,302,218	122,098	5,424,316

平成30年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算
に関する説明書

(補正第2号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
7 繰越金	1
歳 入 合 計	5, 3 0 2, 2 1 8

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
1 2 2, 0 9 8	1 2 2, 0 9 9
1 2 2, 0 9 8	5, 4 2 4, 3 1 6

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
4 基金積立金	10	122, 098
歳 出 合 計	5, 302, 218	122, 098

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
122, 108				122, 098
5, 424, 316				122, 098

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 1	千円 122, 098	千円 122, 099

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	122, 098	122, 099
計	1	122, 098	122, 099

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	122,098	前年度繰越金

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 10	千円 122, 098	千円 122, 108

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護給付費 準備基金費	10	122, 098	122, 108				122, 098
計	10	122, 098	122, 108				122, 098

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
25 積立金	122,098	1 介護給付費準備基金事業 122,098	25 積立金 介護給付費準備基金積立金 122,098

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

平成30年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算

(補正第1号)

平成 30 年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正 予算

平成 30 年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,923 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 862,302 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		1	1,923	1,924
	1 繰越金	1	1,923	1,924
歳 入 合 計		860,379	1,923	862,302

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸支出金		2,010	1,923	3,933
	2 繰出金	0	1,923	1,923
歳 出 合 計		860,379	1,923	862,302

平成30年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算
に関する説明書

(補正第1号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
3 繰越金	1
歳 入 合 計	8 6 0 , 3 7 9

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
1, 9 2 3	1, 9 2 4
1, 9 2 3	8 6 2, 3 0 2

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
3 諸支出金	2,010	1,923
歳 出 合 計	860,379	1,923

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3, 933			1, 923	
862, 302			1, 923	

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 1	千円 1,923	千円 1,924

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	1,923	1,924
計	1	1,923	1,924

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	1,923	前年度繰越金

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 2,010	千円 1,923	千円 3,933

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般会計繰出金	0	1,923	1,923			1,923	
計	0	1,923	1,923			1,923	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
28 繰出金	1,923	1 一般会計前年度精算 金返還事業 1,923	28 繰出金 一般会計への繰出金 1,923

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

平成30年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算

(補正第2号)

議案第 77 号

平成 30 年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算

平成 30 年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,260 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,388,076 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 12 月 5 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 財産収入		26	5	31
	1 財産運用収入	26	5	31
8 繰越金		1	14,255	14,256
	1 繰越金	1	14,255	14,256
歳 入 合 計		4,373,816	14,260	4,388,076

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 基金積立金		1	14,260	14,261
	1 基金積立金	1	14,260	14,261
歳 出 合 計		4,373,816	14,260	4,388,076

平成30年度泉大津市下水道事業特別会計補正予算
に関する説明書

(補正第2号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
4 財産収入	2 6
8 繰越金	1
歳 入 合 計	4, 3 7 3, 8 1 6

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
5	3 1
1 4, 2 5 5	1 4, 2 5 6
1 4, 2 6 0	4, 3 8 8, 0 7 6

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
6 基金積立金	1	14,260
歳 出 合 計	4,373,816	14,260

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
14,261			14,260	
4,388,076			14,260	

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 26	千円 5	千円 31

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 基金運用収入	26	5	31
計	26	5	31

補 正 前	補 正 額	計
千円 1	千円 14, 255	千円 14, 256

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	14, 255	14, 256
計	1	14, 255	14, 256

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 利子及び配当金	5	下水道基金利子収入

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	14,255	繰越金

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産運用収入

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 1	千円 14,260	千円 14,261

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 下水道基金 積立金	1	14,260	14,261			14,260	
計	1	14,260	14,261			14,260	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
25 積立金	14,260	1 下水道基金事業 14,260	25 積立金 14,260 下水道基金積立金

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

